

償却資産の申告遅延、申告もれにご注意ください

— 延滞金を徴収される場合があります —

償却資産の申告について、法律で定められた期限に遅延したり、申告もれが発覚したりすることで**固定資産税を追加で課税（追徴）**された場合、追徴税額に加えて**延滞金**を徴収されることがありますのでご注意ください。

償却資産の申告にあたっては、国税申告書や帳簿などと照合し、申告もれがないようご確認いただくとともに、期限内に申告するようお願いいたします。

こんな場合に延滞金が徴収されます

- …… 法律で定められた期限（毎年1月31日）に遅れて申告書を提出した。
- …… 期限内に申告をしたけれど、その後申告もれが発覚し追加で課税となった。

上のような理由である年度（過年度含む）の**税額が増加し**、すでにその年度の固定資産税の納期限が**1つ以上過ぎてしまった場合**、延滞金が発生することがあります。

※ 上の条件に該当する場合でも、**端数処理の結果延滞金がかからない**場合があります。

※ 事情によっては**延滞金の減免**を受けられる場合があります。[こちら](#)をご覧ください。

不足税額の取扱いについて

【事例】 ある年の1月中に償却資産申告書を提出し、その年度分の課税額が100万円（当初の税額）と決定したが、その後申告もれ資産があることが分かり**第2納期限の到来後**に修正の申告書を提出した。その結果、当該年度の課税額が**10月15日発行の納税通知書**により120万円に修正された。

	第1納期	第2納期	第3納期	第4納期	※随時
納期限	5月31日 (到来済み)	7月31日 (到来済み)	12月28日 (未到来)	2月28日 (未到来)	11月30日 (個別設定)
当初の税額 (修正前税額)	25万円	25万円	25万円	25万円	—
本来の税額 (修正後税額)	30万円	30万円	30万円	30万円	—
増額分 (差額)	5万円	5万円	5万円	5万円	—
納税通知書上の 期別税額	25万円	25万円	30万円	30万円	10万円

◎ 不足税額

期限後の申告や修正申告等により増加した税額のうち、**すでに過ぎてしまった1つの納期で本来徴収すべきだった税額**を指します。

延滞金の計算の基礎となる金額であり、【事例】では到来済みの**第1納期の増額分5万円**と**第2納期の増額分の5万円**が該当します。

この二つを**合算した10万円**が、随時分としてまとめて徴収されます。

※ 随時

不足税額は、他の未到来納期にかかる期別税額とは分けて取り扱い、納税通知書には「随時」分として記載されるほか、**納付書は他の未到来納期分のものとは分けて発行**されます（過年度分については、増額分がすべて不足税額となるため納付書は随時分の1枚しか発行されません）。

なお、随時分の納期限は、納税通知書に記載された**発行日**から見て、**翌月末日**（土日祝日の場合は翌開庁日）か**通常の固定資産税の直近納期限**のいずれか早い日となります。納付書が届きましたら、納期限をよくご確認ください。

延滞金の計算方法

$$\text{① 不足税額} \times \text{② 延滞日数} \times \text{③ 延滞金の割合} = \text{④ 延滞金額}$$

① 不足税額

延滞金の基礎となる金額です。詳細は[こちら](#)をご確認ください。

複数の納期が過ぎてしまっている場合には、それぞれの納期ごとに個別に計算を行います（以下、②～④も同様です）。

② 延滞日数

不足税額を払うべきだった**本来の納期限の翌日から**起算して、**実際に不足税額（随時分）を納付した当日まで**の期間を指します。

【事例】では、**第1納期分の不足税額**については6月1日から、**第2納期分の不足税額**については8月1日から、それぞれ随時分の10万円を納付した日までの日数となります。

③ 延滞金の割合

納期限を過ぎて納税する場合の延滞金と同様です。詳細は市ホームページ[「延滞金の計算方法」](#)（記事ID：1316）をご確認ください。

④ 延滞金額

算出された延滞金額に**100円未満の端数**がある場合は、その**端数を切り捨て**ます。また、延滞金額**全体が1,000円未満**の場合は、その**全額を切り捨て**ます。

注意事項

償却資産の申告遅延や申告もれを原因とするこの延滞金は、法律で定める期限内に正確に申告をした方との間の**権衡を図るための制度**です。

そのため、一般の延滞金と異なり、**不足税額を随時分の納期限までに納付したからといって、延滞金がかからないというものではありません**のでご注意ください。

延滞金の通知について

不足税額の納付後、上の計算式にもとづいて計算を行った結果、**1,000円以上の延滞金額が発生**した場合には、不足税額を納付した時点から**直近の納期限から1か月程度**で収納課より通知が発行されます。

お手元に届きましたら、通知書記載の納付期限までに延滞金を納付ください。

口座振替の設定をされている方へ

固定資産税について口座振替設定をされている場合、**随時納期限当日に不足税額が引き落とされる（納付される）**ため、延滞日数が長くなってしまい、**延滞金の額が増える場合があります**。

このような場合、**随時分のみ納付書払いに変更**（口座振替設定を一時停止）することができますので、希望される方は**課税課償却資産担当**まで御連絡ください。

延滞金の減免について

災害や病気などの**やむを得ない事情**により申告が遅れた場合には、地方税法第368条第3項の規定により**延滞金の減免**を受けられる場合があります。

延滞金の減免を受けるためには**申請が必要**となります。

延滞金の通知が届いた方で、あてはまる方は**延滞金の納付前に御連絡ください**（**納付後は延滞金の減免を受け付けることはできません**）のでご注意ください。

課税課からのお願い

延滞金は不足税額の**本来の納期限から、実際にその額を納付した日までの期間（延滞日数）**に応じて計算されますが、算出された延滞金額が**1,000円に満たない場合は徴収されません**（全額が切り捨てられます）。

申告期限に遅れてしまった場合や申告もれ資産に気が付いた場合は、次年度の申告期や市からの指摘を待つことなく、**年度の途中でも速やかに補正の申告してください**。

また、不足税額分についての納税通知書が届いた際は、随時分の**納期限を待つことなく速やかに不足税額の納付**をお願いします。

延滞日数が短くなり1,000円以上の延滞金が発生しにくくなります。

根拠法令

- ・ 地方税法第368条第2項
- ・ 青梅市市税条例第72条第2項

問い合わせ先

固定資産税（償却資産）の課税および延滞金制度に関すること

青梅市市民部課税課

家屋係 償却資産担当

電話番号 0428(22)1111 内線 2183

納税に関すること

青梅市市民部収納課

電話番号 0428(22)1111 内線 2161～2164